

2026 年 9 月 1 日付約款集

主な変更点

新	旧
第 1 章 総則 第 1 条 （約款の趣旨） 2 この総合約款は、本章（別紙を含み、以下「基本約款」といいます。）のほか、個々のサービス又は取引等に係る取引内容を定める、次に掲げる約款の規定（以下「個別約款」といい、基本約款と合わせて「本約款」と総称します。）によって構成されます。	第 1 章 総則 第 1 条 （約款の趣旨） 2 この総合約款は、本章（以下「基本約款」といいます。）のほか、個々のサービス又は取引等に係る取引内容を定める、次に掲げる約款の規定（以下「個別約款」といい、基本約款と合わせて「本約款」と総称します。）によって構成されます。

新	旧
削除	第 8 章 外国証券取引口座約款 第 4 条 （遵守すべき事項） 2 お客様は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第 58 条、投信法施行令第 30 条及び投信法施行規則第 94 条の 2、並びに投信法第 220 条、投信法施行令第 128 条及び投信法施行規則第 259 条の 2 に基づき、投信法第 58 条又は第 220 条に規定される内閣総理大臣への届出が行われていない外国金融商品市場に上場されている外国投資信託受益証券又は外国投資証券（以下「本件有価証券」という。）についての買付けの委託注文（投信法施行規則第 94 条又は第 259 条に規定される本件有価証券につき外国金融商品市場において買付けを行う場合を除く。）を行う際には、外国金融商品市場において売付けをし、又は買付注文を委託した第一種金融商品取引業を行う者に売却する場合以外の場合には、本件有価証券の売却を行わないことに合意いただくものとします。

新	旧
---	---

第 8 章 外国証券取引口座約款 第 10 条（配当等の処理） 8 <u>配当金等の支払手続において、決済会社</u> <u>が配当金等の支払いを開始する日として指</u> <u>定した日から 5 年を経過してもなお受領され</u> <u>ない場合、当社は当該配当金等の支払義務を</u> <u>免れるものとします。</u>	新設
--	----

新	旧
別紙 日本国債取引に関する重要なお知らせ お客様と弊社との間で約定した DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提とした日本国債取引（売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいいます。））にかかるすべての決済について、お客様と弊社の間で別段の明示の合意がなく、個別の取引の約定前までに、お客様から特段のお申出がない場合 日本証券業協会の定める「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に従ったフェイルチャージの支払等にかかる慣行（以下「国債フェイルチャージ慣行」といいます。）が適用されることについて同意したものとみなし、これに従った処理をさせていただきます。 なお、お客様及び弊社は、一つ又は複数の国債フェイルチャージ慣行の対象取引についてフェイルチャージの請求を行わなかった場合においても、他の対象取引に関するフェイルチャージの請求を行う権利を放棄したとはみなされません。また、フェイルチャージの請求は、対象取引にかかる契約又は適用される法律に基づくその他の権利の行使を妨げるものではなく、お客様及び弊社以外の第三者も含め、当該権利を放棄したとはみなされません。 国債フェイルチャージ慣行の適用にあたり、何卒ご協力及びご理解の程、宜しく願い申し上げます。ご質問がございましたら、弊社担当者までご連絡下さい。	日本国債取引に関する重要なお知らせ お客様と弊社との間で約定した DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提とした日本国債取引（売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいいます。））にかかるすべての決済について、お客様と弊社の間で別段の明示の合意がなく、個別の取引の約定前までに、お客様から特段のお申出がない場合 日本証券業協会の定める「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に従ったフェイルチャージの支払等にかかる慣行（以下「国債フェイルチャージ慣行」といいます。）が適用されることについて同意したものとみなし、これに従った処理をさせていただきます。 なお、お客様及び弊社は、一つ又は複数の国債フェイルチャージ慣行の対象取引についてフェイルチャージの請求を行わなかった場合においても、他の対象取引に関するフェイルチャージの請求を行う権利を放棄したとはみなされません。また、フェイルチャージの請求は、対象取引にかかる契約又は適用される法律に基づくその他の権利の行使を妨げるものではなく、お客様及び弊社以外の第三者も含め、当該権利を放棄したとはみなされません。 国債フェイルチャージ慣行の適用にあたり、何卒ご協力及びご理解の程、宜しく願い申し上げます。ご質問がございましたら、弊社担当者までご連絡下さい。

一般債取引に関する重要なお知らせ

お客様と弊社との間で約定した DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、一般債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提とした一般債の売買取引（現先取引を除きます。）にかかるすべての決済について、お客様と弊社の間で別段の明示の合意がなく、個別のお取引の約定前までに、お客様から特段のお申し出がない場合、日本証券業協会の定める「一般債の振替決済に関するガイドライン」及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に従った、フェイルチャージの支払等にかかる慣行（以下「一般債フェイルチャージ慣行」といいます。）が適用されることについて同意したものとみなし、これに従った処理をさせていただきます。

なお、お客様及び弊社は、一つ又は複数の一般債フェイルチャージ慣行の対象取引についてフェイルチャージの請求を行わなかった場合においても、他の対象取引に関するフェイルチャージの請求を行う権利を放棄したとはみなされません。また、フェイルチャージの請求は、対象取引にかかる契約又は適用される法律に基づくその他の権利の行使を妨げるものではなく、お客様及び弊社以外の第三者も含め、当該権利を放棄したとはみなされません。

一般債フェイルチャージ慣行の適用にあたり、何卒ご協力及びご理解の程、宜しくお願い申し上げます。ご質問がございましたら、弊社担当者までご連絡下さい。

外国金融商品市場に上場されている外国投資信託等のお取引に関する重要なお知らせ

お客様は、投資信託及び投資法人に関する法律第 58 条又は第 220 条に規定される内閣総理大臣への届出が行われていない外国金融商品市場に上場されている外国投資信託受益証券又は外国投資証券（以下「本件有価証券」という。）についての買付けの委託注文（同法施行規則第 94 条又は第 259 条に規定される本件有価証券につき外国金融商品市場において買付けを行う場合を除く。）を行う際には、お客様が当該注文時及び約定時において適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令にて定めるものをいう。）であること、及び外国金融商品市場において売付けをし、又は買付注文を委託した第一種金融商品取引業を行う者に売却する場

一般債取引に関する重要なお知らせ

お客様と弊社との間で約定した DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、一般債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提とした一般債の売買取引（現先取引を除きます。）にかかるすべての決済について、お客様と弊社の間で別段の明示の合意がなく、個別のお取引の約定前までに、お客様から特段のお申し出がない場合、日本証券業協会の定める「一般債の振替決済に関するガイドライン」及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に従った、フェイルチャージの支払等にかかる慣行（以下「一般債フェイルチャージ慣行」といいます。）が適用されることについて同意したものとみなし、これに従った処理をさせていただきます。

なお、お客様及び弊社は、一つ又は複数の一般債フェイルチャージ慣行の対象取引についてフェイルチャージの請求を行わなかった場合においても、他の対象取引に関するフェイルチャージの請求を行う権利を放棄したとはみなされません。また、フェイルチャージの請求は、対象取引にかかる契約又は適用される法律に基づくその他の権利の行使を妨げるものではなく、お客様及び弊社以外の第三者も含め、当該権利を放棄したとはみなされません。

一般債フェイルチャージ慣行の適用にあたり、何卒ご協力及びご理解の程、宜しくお願い申し上げます。ご質問がございましたら、弊社担当者までご連絡下さい。

<u>合以外の場合には、本件有価証券の売却を行 わないことに合意いただくものとします。</u>	
---	--